

浜松市告示第106号

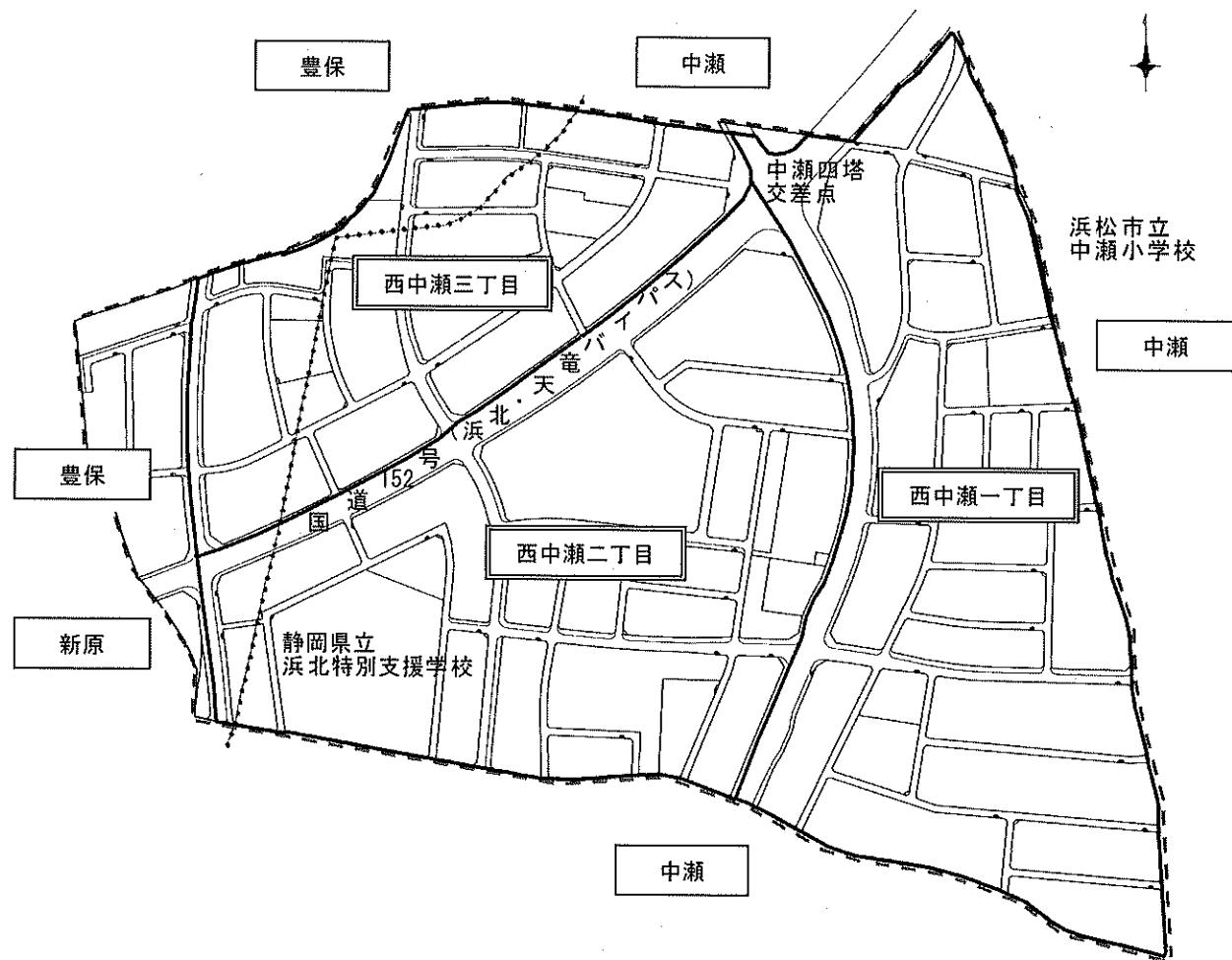
住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定による住居表示実施のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、令和2年1月1日から本市内の字の区域をもって別図のとおり町を新設し、住居表示実施区域の小字を廃止することについて、同条第2項の規定により告示する。

令和元年6月25日

浜松市長 鈴木康友

別図

至: 第二東海自動車道横浜名古屋線（新東名高速道路）
浜松浜北インターチェンジ



凡例

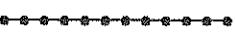
土地区画整理事業区域



新たな町界



現在の字界



新たな町名

西中瀬一丁目

大字名

中瀬

(小字の廃止)

新設する町の区域内の小字を廃止

(大字中瀬字中通、字若宮、字四塔の各一部)
(大字豊保字上稻荷の一部)